

京都堀川音楽高等学校PTA会費の私的流用について

京都堀川音楽高等学校において、平成23年度から令和元年度の間、前事務長がPTA会費を私的流用していたことが判明しましたので御報告いたします。

1 関係職員

- (1) 所属・職種 教育委員会事務局 会計年度任用職員
(前 京都堀川音楽高等学校 事務長)
- (2) 年齢・性別 68歳・男性
- (3) 勤務歴等
- | | |
|-----------|---------------------------|
| 平成23年度 | 京都堀川音楽高等学校に事務長として赴任 |
| 平成25年度末 | 定年退職 |
| 平成26～30年度 | 京都堀川音楽高等学校で再任用職員・事務長として勤務 |
| 令和元年度～ | 教育委員会事務局で会計年度任用職員として勤務 |

2 私的流用の発覚等の経過

- (1) 本年6月22日、京都堀川音楽高等学校（以下、「音高」という。）校長から教育委員会に対して、「前事務長が、在職中にPTA会費を私的流用していたことがわかった」という旨の報告がある。
- (2) 音高校長が前事務長の私的流用を把握したのは、本年4月末に、PTA関係者から学校に対して『前事務長に不適切な会計処理の疑いがある』との情報を第三者から得た」という情報提供があり、「PTAとして調査したい」という意向を示されたことを受け、音高校長及びPTA関係者で、過去のPTA会費の出入金履歴を金融機関に照会し、確認したことによるもの。
- (3) 音高校長からの上記(1)の報告を受け、教育委員会において、前事務長への聴き取りと過去のPTA会費の出入金履歴の確認を実施。
- (4) その結果、前事務長が音高に在籍していた平成23年度から30年度並びに後任の事務長が赴任した令和元年度（平成31年度）の10月までの期間において、音高PTA会費、約2,600万円を不正に引き出し、私的流用していたことが判明。
- (5) 私的流用した金額については、後任の事務長への引継ぎが完了するまでに、前事務長自身が全額を補填していた。

3 私的流用の内容等

- (1) 音高PTAの会計は、通常のPTA活動に係る支払い等に使用する「一般会計」と、積み立てて音高への楽器等の寄付に充てられる「特別事業会計」がある。この度の、前事務長による音高PTA会費の私的流用額は、PTAの一般会計から約220万円、特別事業会計から約2,380万円の計約2,600万円となる。
- (2) 前事務長は、平成23年度から令和元年度の9年間で、私的流用のため約90回にわたり引き出しており、1回の引出額は1～95万円。

- (3) 教育委員会による聴き取りにおいて、私的流用を行った理由として「平成23年度に音高事務長に赴任当初、300万円程の借金があったところ、多額のPTA会費を自分で入出金できることから、私的に引き出し、借金の返済に充てるようになるとともに、あとで返せば問題ないという気持ちから次第に生活費や遊興費などにも私的流用するようになり金額が膨れ上がった」と述べている。
- (4) 前事務長は、令和元年10月から11月にかけて、複数回に渡って総額約2,600万円を補填した上で、後任の事務長にPTA会計事務を引き継いでいた。補填に当たっては、前事務長自身の預金やPTA会計から引き出して手元に残していた現金、また、家族等の預金、生命保険の解約によって得られた現金を充てており、事務長が補填した額と、上記(1)で記載している教育委員会として確認した私的流用額は、一致している。
- (5) なお、音高移転10周年を記念して、令和元年8月にPTAがピアノ1台・バスケットボール1本・クラリネット2本を音高に寄贈しており、同年10月、その代金2,380万円が補填後の特別事業会計から楽器納品業者に支払われている。

4 当該職員への処分

免職処分相当の事案であるが、前任期までの行為について、法令上、今年度の会計年度任用職員として処分することが出来ないため、令和4年7月22日付けで、諭旨免職とした。

5 再発防止の取組等

(1) 全市立学校・幼稚園でのPTA会計等の確認

直ちに、全市立学校・幼稚園に対して、PTA会費等の通帳と印鑑で金融機関から引出しが可能な形で管理している会計の管理が適切に行われているかを調査する。

(2) 音高では、PTA会費を管理する通帳と印鑑の両方を、前事務長が一人で管理するとともに、毎年度、PTAと教職員の各監査担当者により会計監査が実施されていたが、会計監査では、通帳を確認することなく、前事務長が作成した現金出納簿と領収書を突合する方法で会計報告が承認されていたため、私的流用の未然防止や、早期発見ができなかったと考えられる。

このため、PTA会費等に係る通帳と印鑑の管理者を分けるなどの複数人での管理体制の徹底等や、毎年度の会計監査等では、必ず、通帳本体への記帳状況を確認することなど、教育委員会として緊急通知を発出するとともに、再発防止の取組を市P連とも連携しながら進めていく。